

4月1日以降の取り扱いについて

令和4年3月30日

「どうみん割」の4月1日以降の取り扱いについて、国の制度変更に伴い、北海道から次のとおり変更となる旨、連絡がありましたので、お知らせいたします。

1 4月1日以降利用分の取り扱い概要

- ① 道民に加え、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の各県民も道内旅行で「どうみん割」が利用可能となります。
- ② 道民以外が「どうみん割」を利用する場合は、ワクチンの3回接種又は検査の陰性結果が必要となります。
(道民の利用にあたっては、「ワクチンの2回接種又は検査の陰性結果が必要」という、これまでの取り扱いから変更ありません。)
- ③ 検査については、国による無料化事業の制度変更により、基本的にPCR検査(有効期限3日間)が有料となります。
抗原定性検査(有効期限1日間)は引き続き無料となりますので、検査結果を用いて「どうみん割」を利用される際は、抗原定性検査の活用をご検討ください。
- ④ ワークーションとしての宿泊利用も事業の割引対象となります。
販売や利用方法など取扱方法詳細については事業者マニュアル・各種書類をご確認ください。
- ⑤ 上記①～④の取り扱いについては、準備ができ次第、予約・販売を開始していただいております。

2 3月と4月に跨る宿泊商品利用について

3月31日までにチェックインを行い、4月のチェックアウトとなる場合の利用実績については、3月分の実績報告に含めるようお願いいたします。

これまでのどうみん割における実績報告では、チェックアウト日の月を基準として実績報告を提出いただいておりますが、取扱いが変更になりますのでご注意ください。

3 3月分(3月22日～3月31日チェックイン分)の利用実績の取り扱いについて

令和3年度中である3月22日から3月31日までのチェックイン分については、事務局あてに4月13日(水)までに原本必着で実績報告いただくことが必須となりますのでご注意ください。

国の制度上、令和3年度の実績として至急処理をする必要があることから短い報告期限を設定するものとなりますが、4月13日の期限を過ぎての実績報告(原本必着)は支援金の支払対象外となります。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどお願い致します。
何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。